

東広島市における太陽光発電の設備導入にあたって手続きが必要となる可能性がある法令等の市役所担当窓口

太陽光発電設備の設置にあたっては、様々な関係法令による規制がかかる場合がございます。
あらかじめ電気事業者をはじめ、国県及び市の関係機関に関係法令の適用の有無を確認してください。
市役所で相談していただける内容は以下のとおりとなっています。東広島市内で太陽光発電施設の建設を検討されている事業者の皆さまにあたりましては、問い合わせ内容を確認の上、対応する担当窓口までお問い合わせください。

- 1 太陽光発電設備総合窓口
- 生活環境部 環境先進都市推進課 企画推進係
- 電話:082-420-0928 内線7105
- 2 太陽光発電設置に係る関係法令等担当窓口

番号	関連法令・条例・要綱等の名称	主な規制対象	担当窓口	担当連絡先
1	国土利用計画法	一定規模以上の土地取引に係る事後届出(第23条第1項) ※市街化区域:2,000㎡以上 その他都市計画区域:5,000㎡以上 都市計画区域外:10,000㎡以上	総務部 経営戦略チーム 総合政策担当 都市交通部 開発指導課 開発検査係	082-420-0917 内線7501 082-420-0959 内線7704
2	水質汚濁防止法	特定施設の設置	生活環境部 生活衛生課 環境管理係	082-422-1048 内線7408
3	騒音規制法 振動規制法	・特定施設の設置 ・特定建設作業の実施	生活環境部 生活衛生課 環境管理係	082-422-1048 内線7408
4	大気汚染防止法	鉱物・土石の堆積場(面積1,000㎡以上)	生活環境部 生活衛生課 環境管理係	082-422-1048 内線7408
5	墓地・埋葬に関する法律	墓地の改葬	生活環境部 生活衛生課 生活衛生係	082-422-1048 内線7408
6	農業振興地域の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画に定める農地利用計画の変更(第6条) ・農用地区域内における開発許可(第15条の2)	産業部 農林水産課 担い手支援係	082-420-0939 内線7801
7	農地法	農地の転用	農業委員会事務局 農地係	082-420-0972 内線1232
8	河川法	※準用河川のみ(二級河川は広島県) ・流水の占用許可 ・土地の占用許可 ・工作物の新築等の許可	建設部 建設管理課 審査指導係	082-420-0961 内線1952、1953
9	港湾法	・港湾区域内の水域又は公共空地の占用 ・水域については海上保安部、漁業関係者との協議	建設部 建設管理課 審査指導係	082-420-0961 内線1952、1953
10	道路法	・道路占用許可 ・道路工事施行承認	建設部 建設管理課 審査指導係	082-420-0961 内線1952、1953
11	東広島市公共物の 管理に関する条例	・公共物の敷地又は公共物である河川の水面の占用 ・公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去 ・公共物に敷地内において掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 ・公共物の敷地内において土石、砂れき、竹林その他の産出物の採取	建設部 建設管理課 審査指導係	082-420-0961 内線1952、1953
12	普通河川保全条例	※宅地造成その他土地の区画形質の変更を伴う工事で宅地造成等の面積が10,000㎡以上のものに伴う土木工事に係るもの、及び砂防指定地内における土木工事に係るものについては広島県の許可。 ・溜池及び用水路の新設、変更及び廃止 ・河川の新設、変更及び廃止 ・河川の流水を停滞させ若しくは引用し又は流水の害を予防するために施設する工作物の新築、改築及び除却 ・河川に注水するために施設する工作物の新築、改築及び除却 ・河川の区域内において敷地に固着して施設する工作物又は河川に沿い若しくは河川を横過し若しくはその床下に施設する工作物の新築、改築及び除却 ・公有水面に附着し若しくは横過し又はその部下に施設する工作物の新築、改築及び除却 ・蒸気力、電気力、水力、瓦斯力及び空気力を原動力として、公有水面から引水し、又は公有水面に配水する工事	建設部 建設管理課 審査指導係	082-420-0961 内線1952、1953
13	森林法	・新たに森林所有者となった場合の届出(第10条の7の2) ・立木を伐採する時の届出(第10条の8) ・地域森林計画対象民有林か否かの確認 ※保安林の確認及び保安林の土地の形質変更は 広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所林務課自然保護係	産業部 農林水産課 農林環境保全係	082-420-0939 内線7801
		・地域森林計画対象民有林における0.5haを超える開発行為	建設部 建設管理課 審査指導係	082-420-0961 内線1952、1953
14	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 第11条第2項(第3項)	【景観形成地域行為届出】 対象地域:河内町 対象行為:広告物の表示等、大規模工作物の新築等(築造面積が1,000㎡を超えるもの等)、土地の区画形質の変更	都市交通部 都市計画課 都市計画係	082-420-0954 内線7701
15	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 第18条第1項(第2項)	【大規模行為届出】 対象地域:西条町・八本松町・志和町・高屋町・安芸津町・黒瀬町・豊栄町 対象行為:大規模工作物の新築等(築造面積が1,000㎡を超えるもの等)、土地の区画形質の変更	都市交通部 都市計画課 都市計画係	082-420-0954 内線7701
16	土地区画整理法(76条)	八本松駅前土地区画整理事業区域内の建築物、工作物等の新築・改築等	都市交通部 区画整理課 計画係	082-422-1344 内線4324
17	建築基準法	建築確認申請 ※電気事業法により十分な安全性が確保される太陽光発電設備など、他の法令の規定により建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものについては、同法が適用される工作物から除外 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、メンテナンス時以外人が架台下に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内的用途に供しないものは建築物に該当しない	都市交通部 建築指導課 建築審査係	082-420-0956 内線7703
18	建設リサイクル法	特定建築資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上のもの	都市交通部 建築指導課 建築指導係	082-420-0956 内線7703
19	都市計画法	都市計画区域内外における開発行為(建築物の建築を目的とする造成)又は市街化調整区域内における建築行為に係る許可	都市交通部 開発指導課 開発指導係	082-420-0959 内線7704
20	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域内における造成行為(盛土・切土・土石の堆積)	都市交通部 開発指導課 開発指導係	082-420-0959 内線7704
21	公有地の拡大の推進に関する法律	一定規模以上の土地取引に係る事前届出 ※市街化区域:5,000㎡以上 その他都市計画区域:10,000㎡以上 (市街化調整区域を除く)	都市交通部 開発指導課 開発検査係	082-420-0959 内線7704
22	文化財保護法	・文化財等の有無及び取扱いについての協議 ・土木工事等のための発掘に関する届出(第93条) ・遺跡発見に関する届出(第96条)	生涯学習部 文化課 調査係 (出土文化財管理センター)	082-420-7890
		・現状変更の届出(史跡・名勝・天然記念物及び特別天然記念物オオサンショウウオ関係:第125条)※県・市の指定文化財も同様の扱いとする。	生涯学習部 文化課 文化財係	082-420-0977 内線8204
23	消防法 東広島市火災予防条例	・全出力50kWを超える変電設備及び蓄電池容量が20kWhを超える蓄電池設備の届出に関すること ・変電設備及び蓄電池設備の基準に関すること	消防局 予防課	082-422-6341,6347 内線88722
24	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為	産業部 農林整備課 農業基盤整備係	082-420-0406 内線7802